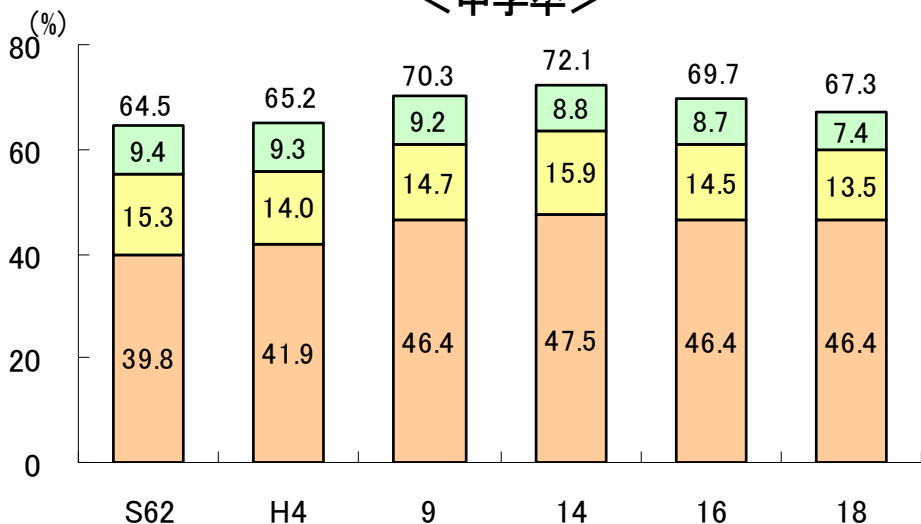


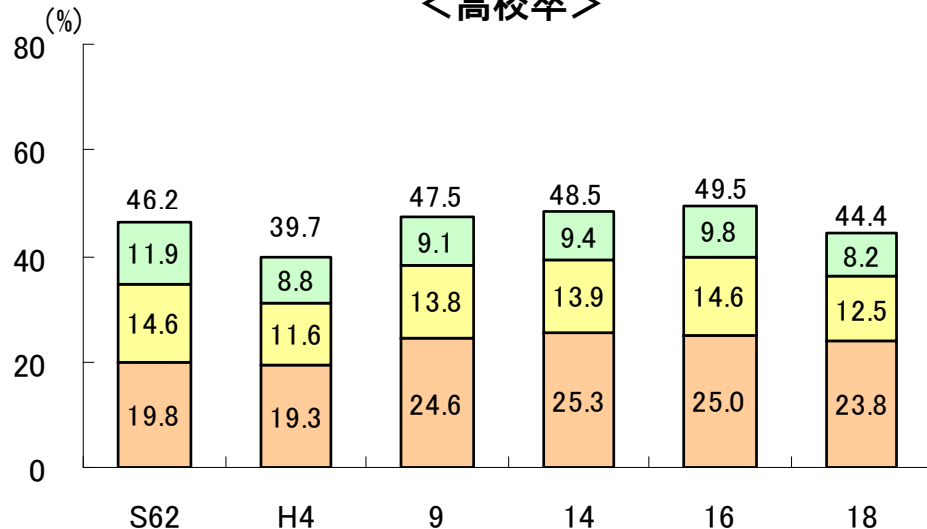
# 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移

中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学等卒で約4割が、新規学卒就職後、3年以内に離職

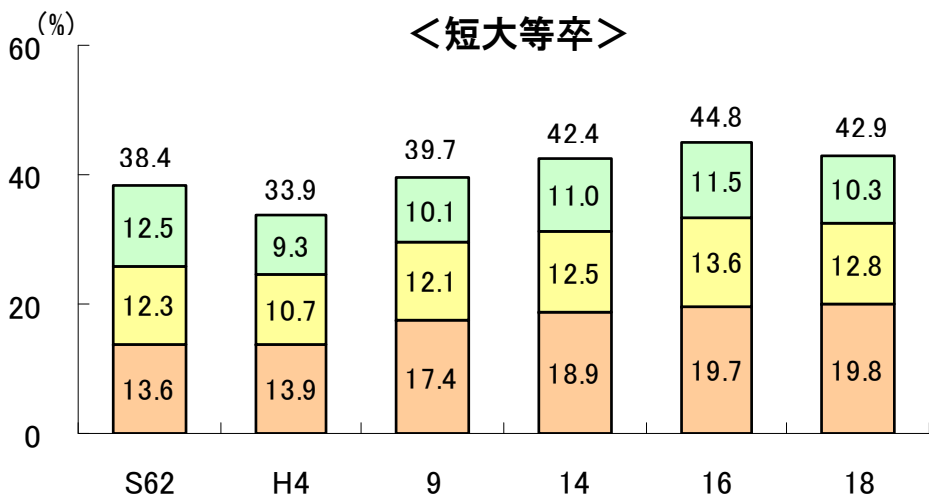
＜中学卒＞



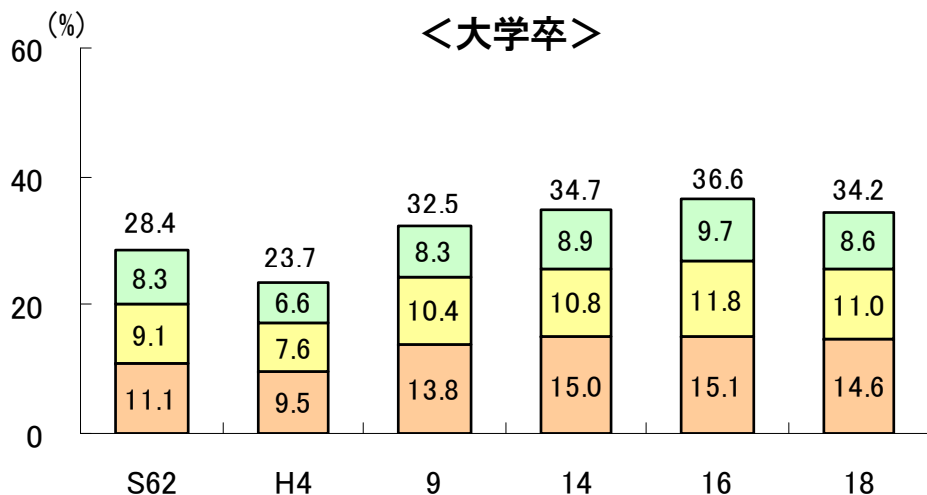
＜高校卒＞



＜短大等卒＞



＜大学卒＞



1年目 2年目 3年目

資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」。各年いずれも3月卒を示す。

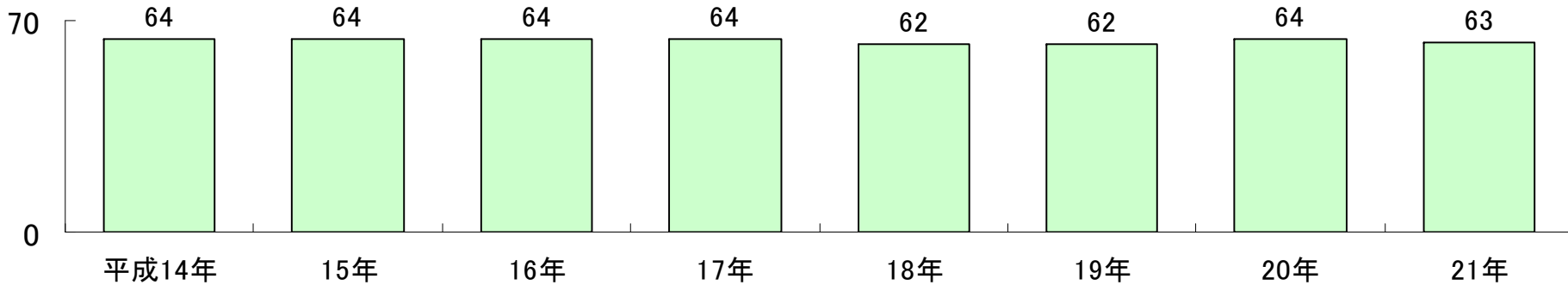
# 若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移

フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、平成21年は増加し約178万人

## ○若年無業者の数の推移

(万人)

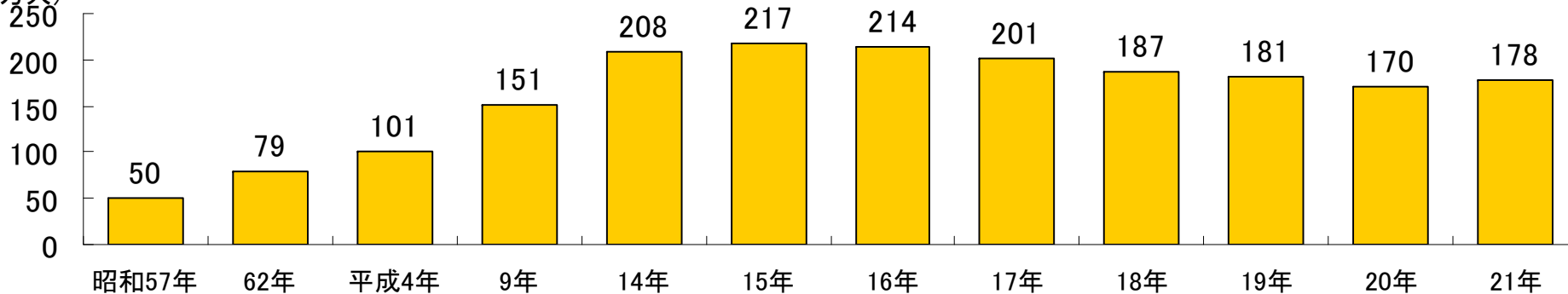


(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

## ○フリーターの数の推移

(万人)



(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

# 地方分権改革推進計画(抜粋)

〔平成21年12月15日閣議決定〕

別紙

## 1 施設・公物設置管理の基準の見直し

〔文部科学省〕

### (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。

# 京都市少人数教育について

－市町村主体の教員定数の配置－

京都府教育委員会

## 京都市少人数教育

### ● 30人程度学級が可能な定数配置



30人程度学級とは？	従来は
国の加配を活用するとともに、平成20年度から、京都府の独自措置として教員配置の拡充を行い、小学校において <b>30人程度</b> （30～35人）の学級編制が可能となる教員を配置 ＜平成22年度 完成＞	公立小中学校における1学級の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」という。）で40人と定められている。

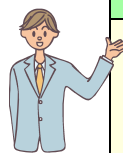
### ● 市町村が手法を選択



選択できるとは？	従来は
各市町村教育委員会は、府教委から配当された定数を活用し、学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級の3手法から <b>選択</b> して少人数教育を展開できる。	指導方法工夫改善の加配として、各市町村教育委員会の意向を踏まえ、少人数授業、チームティーチングの手法を指定し配当していた。

## 京都独自の定数配当

### ● 市町村に一括配当



一括して配当とは？	従来は
平成20年度から教員定数の配当を学校ごとから市町村ごとに変更し、市町村に <b>一括</b> して総定数を配当 （ただし、生徒支援加配等一部除く）	年度当初に、教職員定数を各学校ごとに配当して学校運営を行っていた。

### ● 市町村が自由裁量で活用



自由に活用とは？	従来は
市町村は、一括して配当された教員を市町（組合）教育委員会の <b>自由裁量</b> により所管する学校に配置することができる。	各学校ごとに教員定数が決まっており、市町村に教員配置の裁量は一切なかった。

## 導入の成果

市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置を可能とし、学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。

## 京都式少人数教育

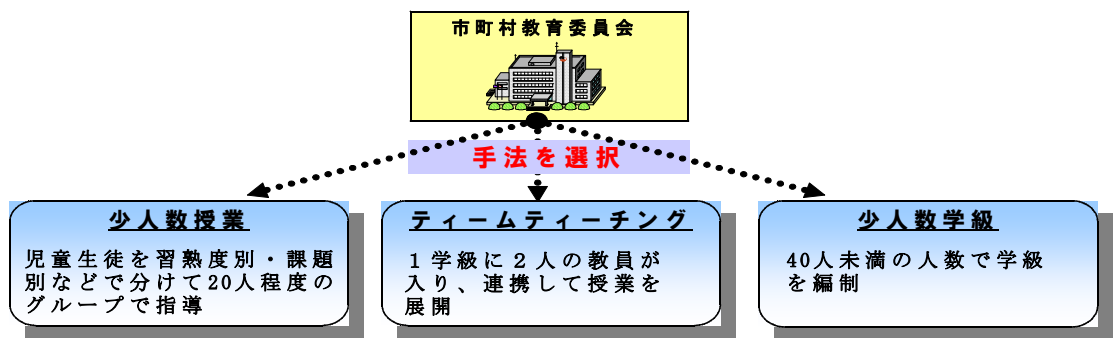
### ■ 30人程度の学級編制が可能となる教員を配置

小学3年から小学6年で30人程度（30～35人）の学級編制が可能となる教員を配置

編制 \ 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級
40人学級	1～40	41～80	81～120	121～160	161～200	201～240
30人程度学級	1～35	36～68	69～96	97～124	125～150	151～180
1学級当たりの児童数	1～35	18～34	23～32	24～31	25～30	25～30

### ■ 市町村が手法を選択

各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級から選択して実施できる。



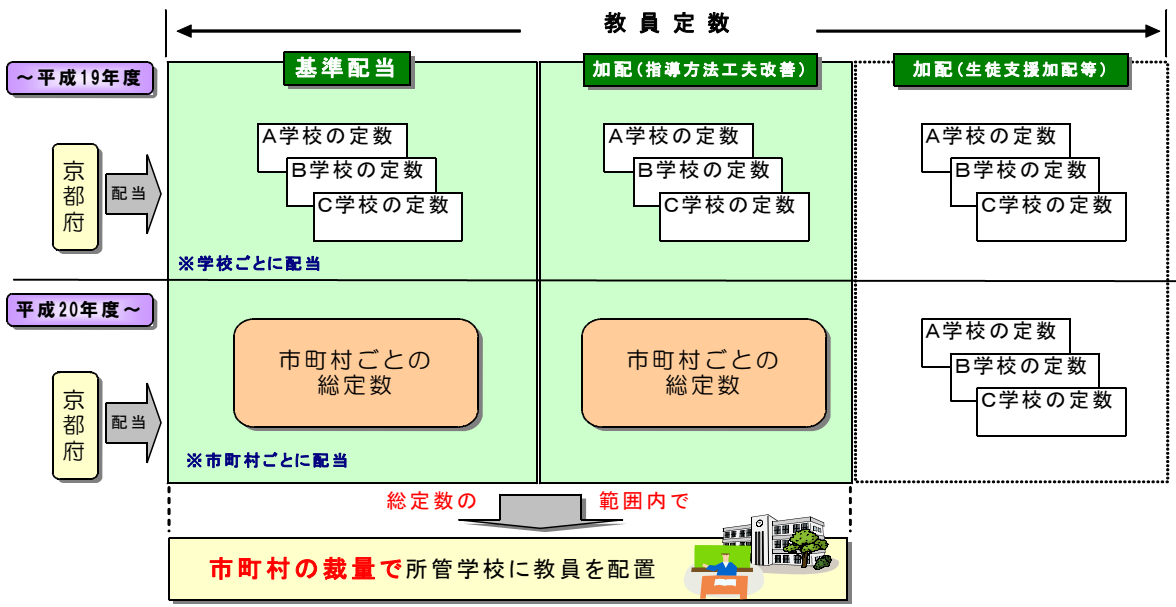
## 京都独自の定数配当

### ■ 市町村に一括配当

平成20年度から基準配当及び加配（指導方法の工夫改善）の配当を学校毎から市町村毎の配当に変更し市町村に一括して定数を配当している。

### ■ 市町村が自由裁量で活用

市町村教育委員会は、府教育委員会から配当された教員を市町村の裁量により所管する学校に配置できる。



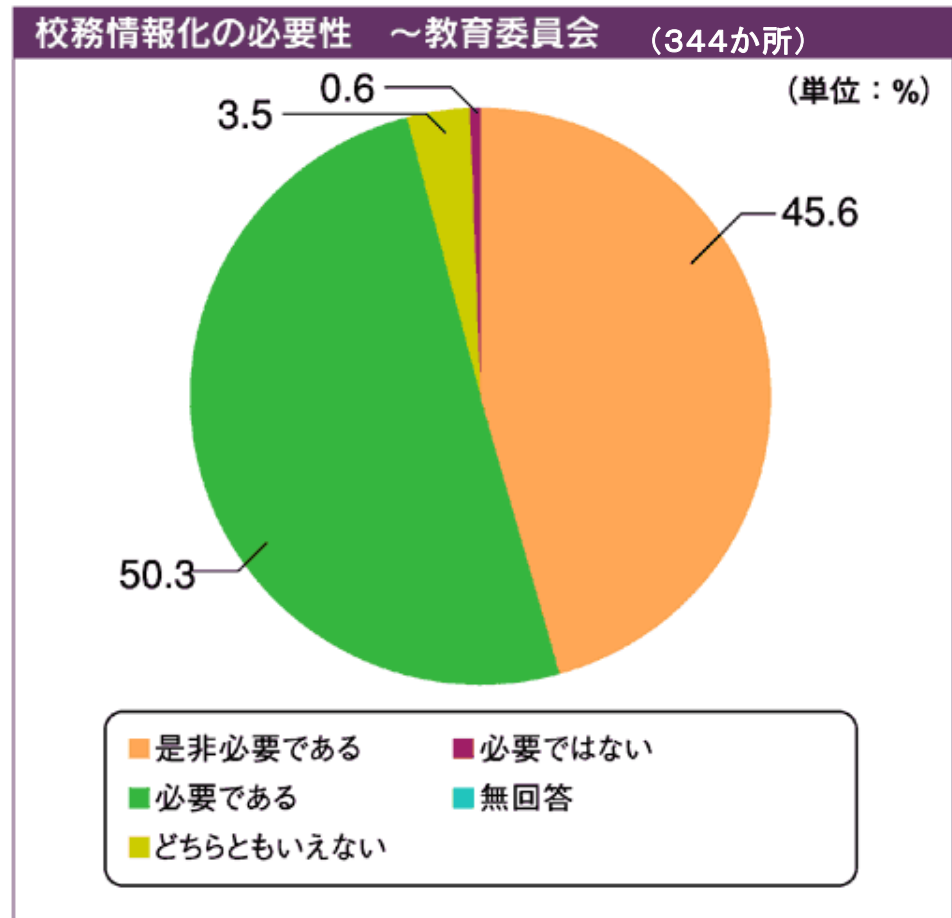
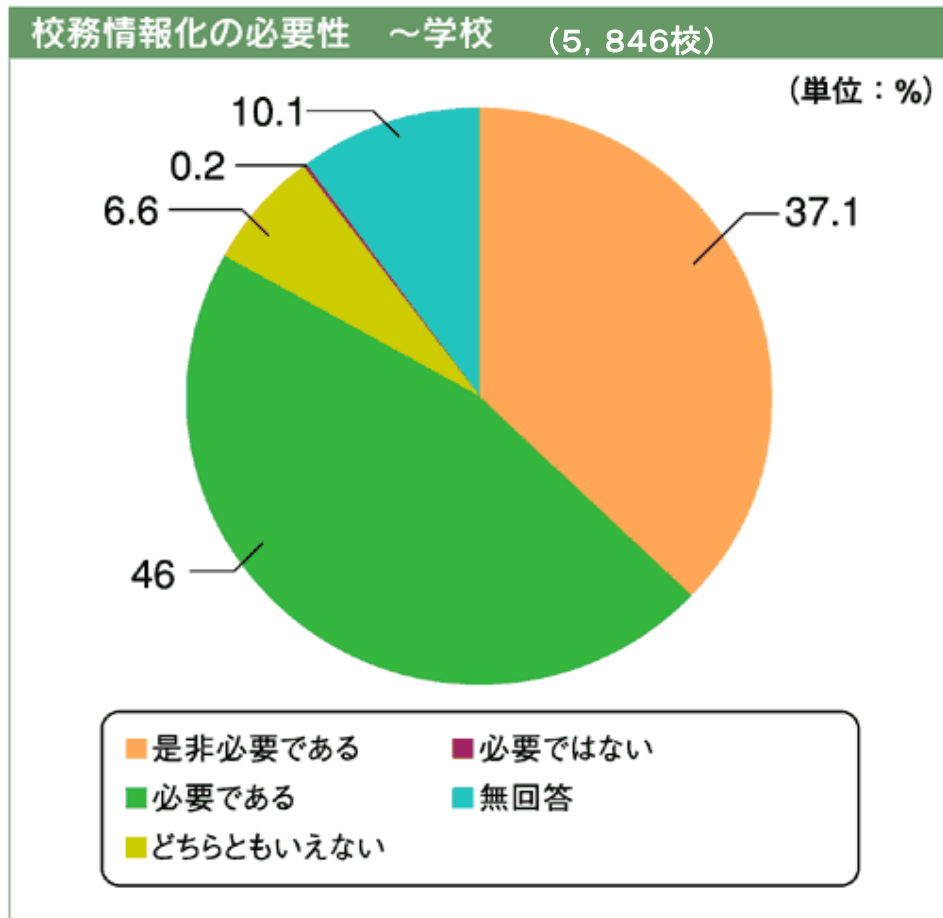
# 校務の情報化のニーズ

## 校務情報化の必要性

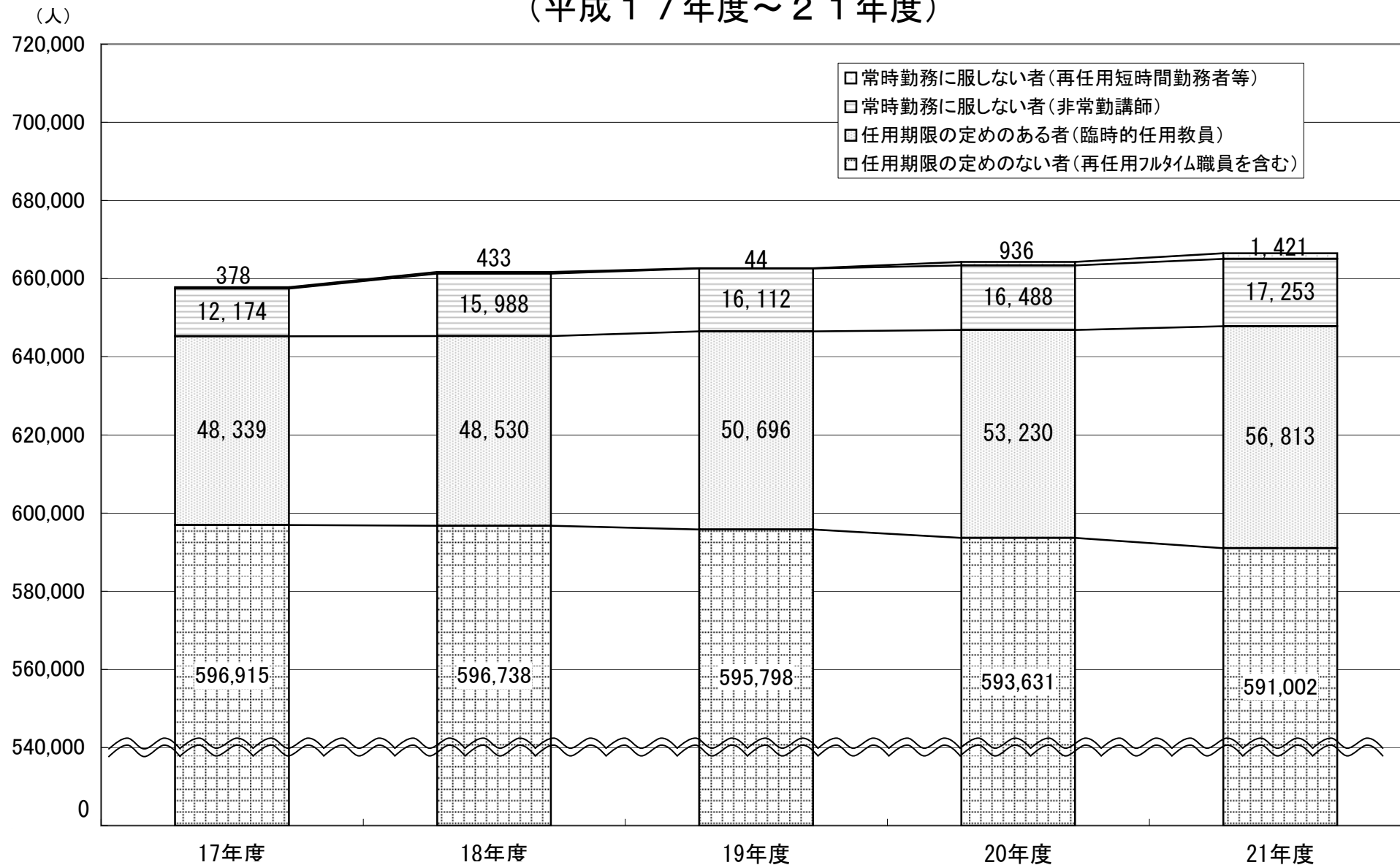
※平成18年度アンケート調査より

「校務情報化の現状と今後の在り方に関する研究報告書」（平成18年度文部科学省委託事業）

- 多くの学校、教育委員会が、校務情報化を「是非必要である」または「必要である」と回答。
- 反対に「必要でない」という回答がほとんどないことから、校務情報化の必要性は十分に認識されている。



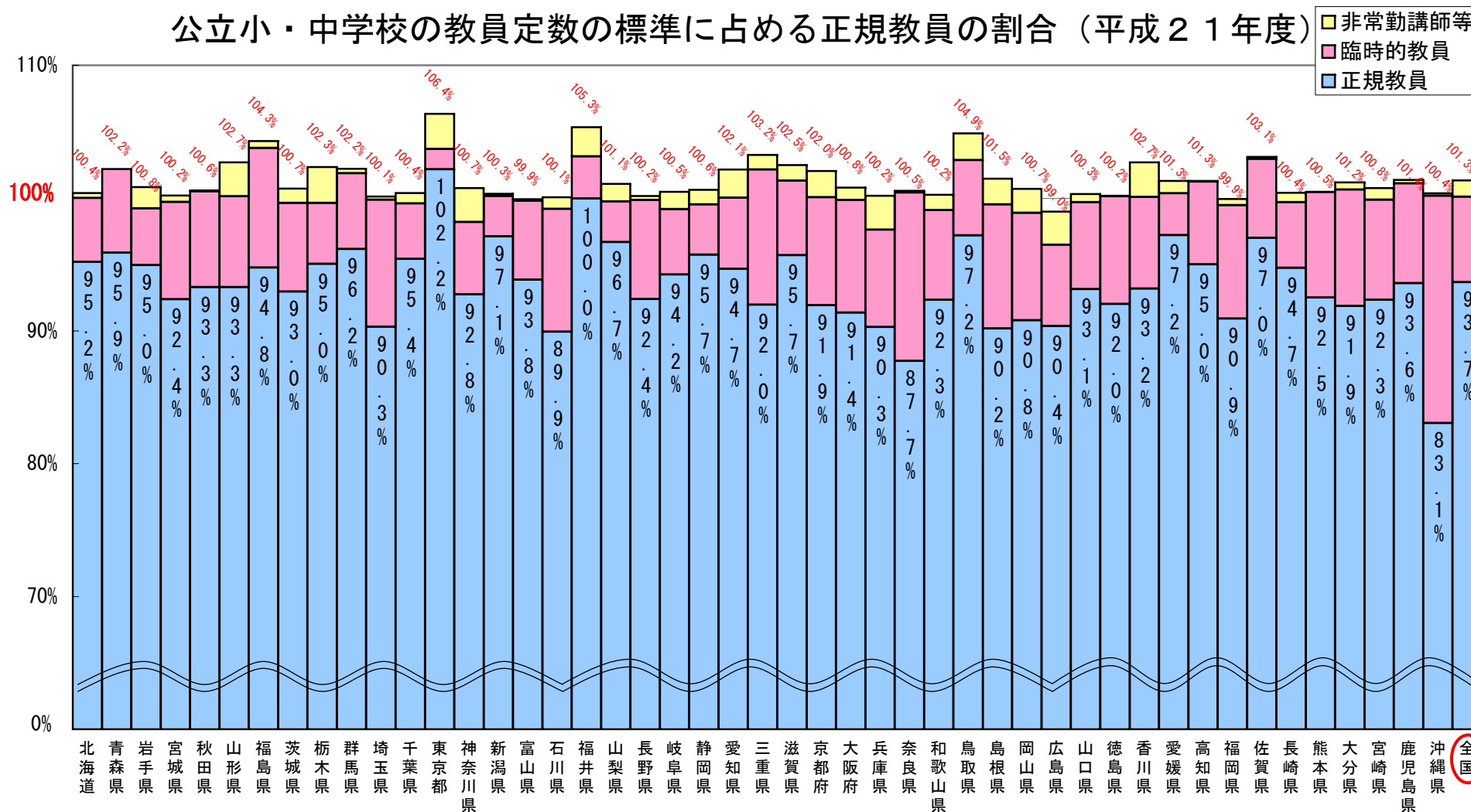
## 公立小・中学校の正規教員と非正規教員等の推移 (平成17年度～21年度)



(注) 各年度5月1日現在の数。

(出典: 「学校基本調査報告書」 「初等中等教育局財務課調べ」)

# 公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合（平成21年度）



(注)

- 「臨時的教員」には、産休代替教員及び育児休業代替教員を含まない。
- 「非常勤講師等」は、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務代替職員及び非常勤講師を、常勤1人当たり勤務時間（40時間又は38時間45分）で換算して
- 平成21年5月1日現在の数値であり、定数未充足の場合でも、平成22年3月末までには定数を充足している。
- 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的教員及び非常勤講師等の合計数の割合（赤字）と、教員定数に占める正規教員の割合（黒字）である。